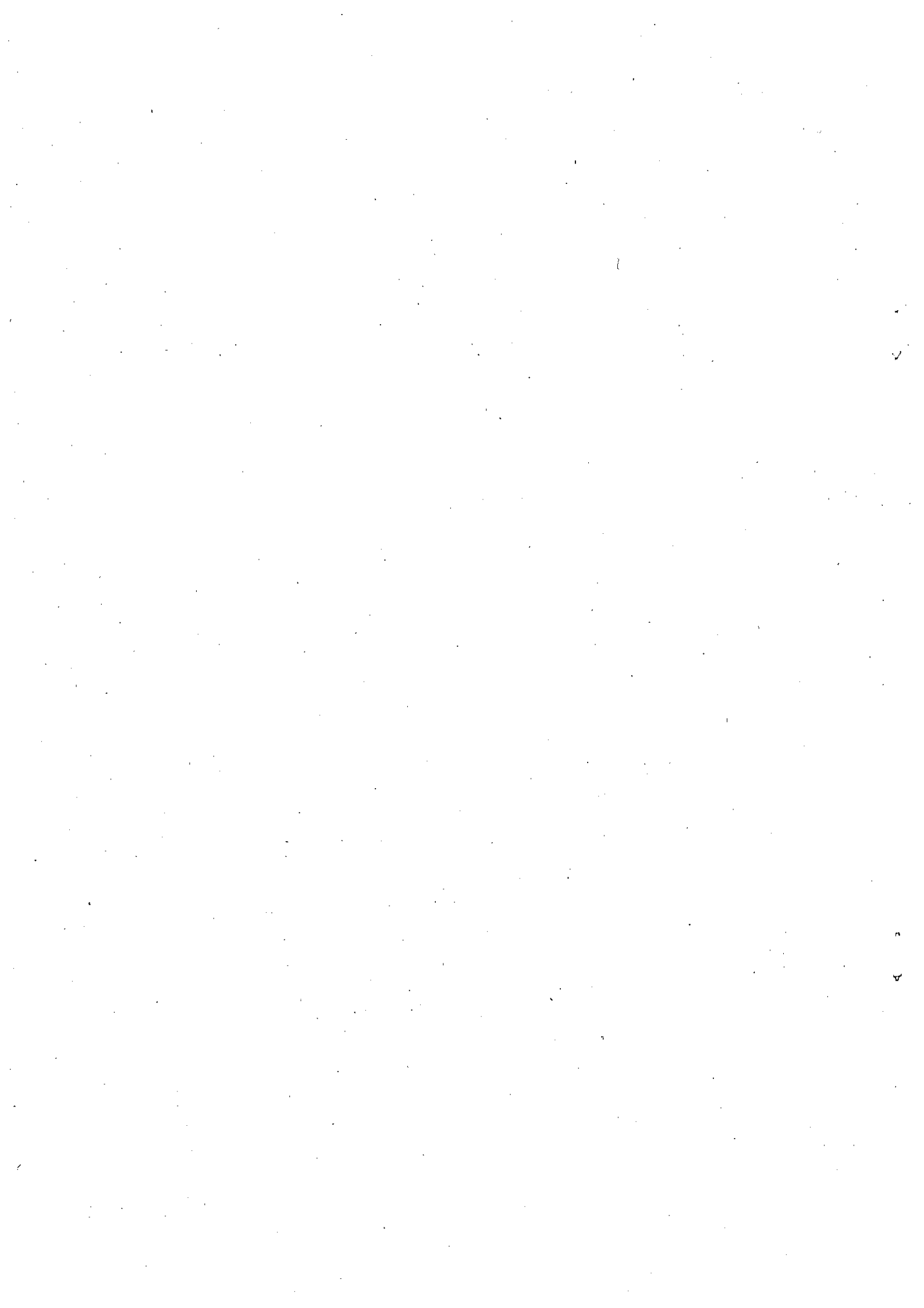


決算審査特別委員会

□ 頭指摘事項(案)

平成26年12月18日



平成25年度決算に係る指摘事項一覧

【口頭指摘】

- 1 とっとり県民活動活性化センターについて (未来づくり推進局)
- 2 県外本部における移住定住の取組について (総務部)
- 3 投票率低下に対する取組について (地域振興部)
- 4 空き家対策支援事業について (生活環境部)
- 5 雇用のミスマッチによる人材不足について (商工労働部)
- 6 県産材の需要拡大について (農林水産部)
- 7 鳥取空港施設の有効活用について (県土整備部)
- 8 ケータイ・インターネット教育啓発推進事業について (教育委員会)
- 9 電気事業について (企業局)
- 10 工業用水道事業について (企業局)
- 11 看護師の確保について (病院局)
- 12 とっとり被害者支援センターの運営について (警察本部)



決算審査特別委員会 口頭指摘

(平成26年12月18日)

決算審査特別委員会において平成25年度決算を審査した結果、検討又は改善を要する事項をまとめました。そのうち、口頭指摘についての申し渡しを行います。

第1点目は、とっとり県民活動活性化センターについて であります。

一般財団法人とっとり県民活動活性化センターの支部設置については、平成25年度予算に必要経費が計上されていましたが、不執行となっています。

不執行の理由として、センターの法人化に向けた体制整備や他の団体との調整に不測の時間を要したことなどが挙げられ、やむを得ない面がありますが、県民から、とっとり県民活動活性化センターの支部設置を望む声があるのも事実であります。

については、今後、体制整備、職員のスキルアップ等を図りながら、地域の実情を踏まえた支部機能を検討すべきであります。

第2点目は、県外本部における移住定住の取組について であります。

本県では、人口減少による地域の活力の低下、企業立地の増加に伴う中核的な人材の確保が課題となっています。

一方、内閣府が今年8月に行った調査で、都市在住者の約4割が地方移住に肯定的との結果が出るなど、移住に対する関心が高まっています。また、政府は地方が生まれ変わることを目指した地方創生の一環として、地方への移住促進に取り組むとしています。

このような中、東京本部、関西本部では、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構と連携・協力し、首都圏、関西圏在住のIJUターン希望者や県内就職希

望者の相談対応などを行い、移住定住に一定の成果を上げていますが、この機を捉え、都市在住者にさらに積極的に訴求していくことが求められています。

移住定住は、本来、市町村が主体となって取り組むべきものでありますが、県としても、地方創生の実現に向けて、県内への移住定住を促進させていくため、主管部局と連携し、県外本部の移住定住の窓口機能、情報発信機能を強化するとともに、県出身学生に対するアプローチを積極的に行うべきであります。

第3点目は、投票率低下に対する取組について であります。

投票率の低下は「不信任の意思表示である。」等との見解もあり、その是非について賛否両論があることも理解できます。

しかし、投票率低下が進行することにより、投票参加の意識低下に繋がるのではないかと懸念します。

その様な事態を招来させないためにも投票の重要性を継続して啓発すべきであります。

例えば、投票の機会を可能な限り確保するために、期日前投票所の増設、若年層を中心にした啓発活動の推進等、投票が身近なものとして県民生活に浸透するよう取り組んでいく必要があると思います。

そのためにも、各市町村の選挙管理委員会はもとより、教育等幅広い分野と連携して取り組むべきであります。

第4点目は、空き家対策支援事業について であります。

空き家の老朽化、倒壊などの問題が人口減少問題と併せて顕在化してきている中で、平成24年12月に県・市町村共同で組織する鳥取県空き家対策協議会を設置し、空き家対策に取り組んでいます。具体的には、市町村が実施する危険空き家等の実態調査や空き家活用の計画づくりを支援するものですが、当該事業を活用せず、緊急雇用創出事業等の国の事業を活用して調査が実施され

たこと等により、利用実績が低い結果となっています。

空き家問題は、まずは市町村が対処すべき課題ですが、個人資産である空き家への公的資金投入への疑問視や、所有者の所在不明、各市町の地域特性など数多くの問題があり、打開策が見出せていないのではないかと考えられます。

については、11月19日に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法の動きを注視しつつ、鳥取県空き家対策協議会において十分な協議を行い、市町村の積極的な取組を促しながら、県として補完すべき役割を果たし、空き家問題の打開に向けて積極的に取り組むべきと考えます。

第5点目は、雇用のミスマッチによる人材不足についてであります。

本県の有効求人倍率は概ね0.9倍台で推移しており、数値上の雇用は充足されつつありますが、実際には「建設・土木」「医療・福祉」分野では人材不足、また「一般事務」分野では求人不足の状態となった、いわゆる「雇用のミスマッチ」が発生しています。

このうち「建設・土木」「医療・福祉」分野が人材不足となっている要因としては、経営環境が厳しいためになかなか人材を育成できないことや、職場環境が非常に厳しいために離職率が高いといったことが挙げられます。

よって、労働環境の改善と合せた人材確保対策が必要であることから、現在、企業の処遇改善に向けた取組を支援する「人づくりによる経済成長戦略推進事業」が実施されていますが、この事業は、鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金を財源としているため、平成26年度で終期を迎えます。このため、平成27年度以降も継続して企業が処遇改善に取り組めるよう、引き続き支援策を講じるとともに、県庁内の各部局に奨励し、事業活用を促進するべきであります。

また、職業訓練メニューもニーズに応じた改善や在職者訓練の拡充を図り、雇用のミスマッチ解消と正規雇用拡大につなげるよう努めるべきであります。

第6点目は、県産材の需要拡大について であります。

県産材の利用推進については、農林水産部森林・林業振興局が中心となって行っている中で、住宅への活用については、部局をまたがって実施されています。

県をあげて、農産物や水産物の地産地消を始めとした需要拡大の動きが活発化している一方で、県産材の住宅への活用については、その動きが見えにくくなっています。

については、「環境にやさしい木の住まい助成事業」を所管している生活環境部としっかりと連携するなど、効果的な県産材需要拡大策を講じる必要があります。

第7点目は、鳥取空港施設の有効活用について であります。

国際会館の利用促進については、平成23年度決算審査の文書指摘により、検討委員会を設置して対応する旨の方針が示されました。

しかし、実際の対応を確認したところ、施設整備を行う際の所要経費を試算したのみで、検討委員会は設置されず、その対応状況は、はなはだ不十分でありました。

今後は、本年度9月補正で予算措置された調査検討事業において、国際会館をはじめ、空港ビルが有効に利活用されるよう航空機利用の視点だけではなく、周遊観光等、多角的な視点を持ち、地域の実情を客観的に分析した検討がなされるべきであります。

第8点目は、ケータイ・インターネット教育啓発推進事業について であります。

インターネットや携帯電話等の急速な普及により、これらを悪用した犯罪や

誹謗中傷などの発生、生活習慣や学習への悪影響など、子どもたちを取り巻く社会環境が大きく変化しています。

教育委員会では、保護者や児童生徒に対して、ケータイ・インターネットに関する教育啓発、広報活動を行っていますが、本県でも子どもたちが犯罪やトラブルなどに巻き込まれる事案が発生しています。

ついては、まずは、学校において、情報モラル教育を充実するとともに、家庭や地域において、保護者や大人に子どものケータイ・インターネットの利用実態に関心を持ってもらうための取組を関係部局と連携してさらに進めるべきであります。

併せて、ノウハウのある民間企業や警察等と協力した学校ネットパトロールなど、実効性のあるケータイ・インターネット対策を講じるべきであります。

第9点目は、電気事業についてであります。

電気事業においては、平成24年のFIT制度（固定価格買取制度）導入を踏まえ、平成25年度には太陽光で3箇所、小水力で1箇所の発電所の運転を開始する等、公営企業として安定経営を図りつつ、県内における再生可能エネルギー導入の先導的役割を果たしてこられました。

引き続き「鳥取県企業局経営プラン（平成26年度～平成28年度）」に基づき、太陽光発電所や小水力発電所を整備促進するとともに、洋上風力や地熱等を利用した発電の調査・研究を進めることとしています。

一方、国においては、太陽光発電の偏重是正、地熱や中小水力発電に係るFIT制度の優遇化等、再生可能エネルギーに係る施策の見直しも進められております。

ついては、こうした国の動向等を注視しつつ、引き続き関係部局等とも連携しながら、多様な再生可能エネルギーの導入に係る調査・研究及び事業化に積極的に取り組むべきであります。

第10点目は、工業用水道事業についてであります。

県内における平成25年度末の給水事業所数は93事業所と、前年度に比べ1件増加した一方、契約給水量は鳥取地区の大口ユーザーの減量により、前年度比4.3%減の36,000m³/日、給水収益は3.9%減の3億9,105万円となっています。

また、平成25年度決算では、経常損失は2億3,888万円、純損失は1億5,752万円と、いずれも前年度に続き赤字となっています。

契約給水量の伸び悩みについては、企業における節水や水リサイクルの進展による需要減等、やむを得ない実情は認められるものの、将来にわたり工業用水を安定供給するに当たっては、収支バランスの取れた、持続可能な経営の確保が必要です。

については、今後も新規ユーザーの獲得に積極的に努めることはもとより、未利用水の活用策についても幅広く検討を行う等、収益の改善に向け多面的に取り組んでいくべきであります。

第11点目は、看護師の確保についてであります。

厚生病院においては、看護師の定数を確保しているものの、多くの看護師が育児短時間勤務制度や部分休業制度等を利用していることから、月8回の夜勤目標に対し月9回の夜勤を割り振られた職員が夜勤人員の3割を超えている現状が見受けられます。

については、職員の夜勤回数の縮減がなされるよう、臨時的に夜勤専従勤務の導入を行うなど、看護師の就労環境の改善を早急に実施すべきです。

一方、中央病院においては、来年度の採用により月8回以内の夜勤体制が実現できる見込みですが、今後、新病院の建替整備による増床等に伴い、新たに看護師を確保する必要があります。

については、建替整備後にサービスの低下や就労環境の悪化が生じないように、計画的な看護師の確保に努めるべきです。

第12点目は、とっとり被害者支援センターの運営についてであります。

被害者支援は、関係機関を含めた社会全体で認識を共有し、取組を進めていくべき課題であるにもかかわらず、財政面を含め、その大部分を警察が担っているのが現状であります。

また、被害者支援センターは、被害者等を物心共に支える重要な役割を担っているにも関わらず、その存在は、県内に広く浸透していないように思われます。

センターが持つ多面的な機能を勘案すると警察本部だけではなく、知事部局とも密接に連携し、センターの認知度を向上させ、賛助会員の増及び寄附金の増額に繋げていくべきです。

併せて、センターの組織体制を充実させるための予算措置を早急に行うべきであります。

以上で口頭指摘の申し渡しを終わります。

